

特定非営利活動法人

障害者自立生活支援センター おのみち ～定款～

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人 障害者自立生活支援センター おのみち と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県尾道市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、障害者市民が地域で自立した生活をしていける社会の実現を図るため、障害者の自立支援や障害者の暮らしやすい街づくりに関する政策提言活動等に関する事業を、障害者当事者と、その支援者が主体的に行うことにより、もって社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 当法人は第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(特定非営利活動に係る事業の種類)

第5条 当法人は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 障害者居宅介護サービス提供事業
- (2) 障害者外出型介護サービス提供事業
- (3) 障害当事者によるセルフカウンセリング事業
- (4) 障害者福祉に係わる人材育成事業
- (5) 障害者問題の解決に向けた知識の普及及び啓発事業
- (6) 障害者問題に関する機関誌の発行事業
- (7) 障害者問題に関する情報の収集提供及び研究事業

- (8) 障害者福祉施策に対する提言事業
- (9) 障害者の人権に関する啓発及び推進事業
- (10) 介護保険に係る事業
- (11) 障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービス事業(こんぱす訪問介護事業所)及び指定相談支援事業「一般・特定」(たらんと相談支援事業所)、移動支援事業、日中一時支援事業(びあスクール)
- (12) その他の当法人の目的達成のための必要な事業

(収益事業の種類その他収益事業に関する事項)

第6条 当法人は第3条の目的を達成するため、次の収益事業を行う。

- (1) 映画、コンサートの企画上演などによるチャリティーイベントの実施事業
- (2) 障害者に対する差別の解消に向けた書籍などの出版事業

2 収益事業から生じた収益は、当法人が行う特定非営利活動に係わる事業に充てなければならない

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 当法人の会員は、次の3種とし、第3条に掲げる目的に賛同した正会員をもって、特定非営利活動促進法上の社員とする

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人もしくは団体
- (2) 維持会員 当法人の設立目的および事業を維持、賛助するため入会した個人および団体
- (3) サービス会員 当法人の行う事業の活用を目的として入会した個人及び団体

(入会)

第8条 当法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を後掲に定める役員に提出するものとする。

2 役員は、前項の入会申し込み者が第3条に定める当法人の目的に賛同し、第4条から第6条に定める活動および事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り、入会を承諾し、入会申込者に対しこれを通知するものとする。

3 当法人の維持会員、サービス会員になろうとする者は別掲細則に定める個々の会費を納入することによって会員となることができる。

(会費)

第9条 次に挙げる各会員は定められた会費を納入しなければならない。各会費の額は総会において定める。

- (1) 正会員
- (2) 維持会員
- (3) サービス会員

(退会)

第10条 正会員で当法人を退会しようとする者は、退会届を役員に提出し任意に退会する権利を有する

2 正会員が次の各号のひとつに該当するときは、役員会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。

- (1) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
- (2) 当法人の事業がその目的を逸脱し、解散または破産したとき
- (3) 正会員が会費を3カ月もしくは半年以上の滞納が発生したとき

(除名)

第11条 正会員が次の各号のひとつに該当する場合は、役員会において定められた定数の3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。

- (1) 当法人の定款および細則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を毀損し、または当法人の掲げる目的に反する行為をしたとき
- (3) 当法人の事業を定款および細則に定める範疇を逸脱し、個人もしくは特定団体の利益に悪用したと認められたとき

2 前項の規程により正会員を除名する場合は当該正会員にあらかじめ通知するとともに、議決の前に当該正会員に弁明及び釈明の機会を与えることを妨げてはならない。

(拠出金等の不返還)

第12条 当法人は第7条に掲げる3種の会員が既に納入した会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 当法人は役員として代表執行部役員と監事を置く。なお、この代表執行部役員をもつ

て特定非営利活動促進法上の理事とする。

- (1) 代表執行部役員 4人以上8人以内
- (2) 監事 2人以上3人以内

2 代表執行部役員は代表1名、副代表若干名、事務局長1名とする。

3 代表執行部役員は第3条に掲げた趣旨にてらして、障害者と健全者でもって構成する。

(選任等)

第14条 代表執行部役員及び監事は、総会において正会員(団体にあつてはその執行代表責任者)のうちから選任する。

2 総会が招集されるまでの間において、補欠または増員のため代表執行部会または監事を緊急に選任する必要があるときは、前項及び第22条第2号および第8号の規定にかかわらず代表執行部会の議決により、これを臨時措置として選任することができる。この場合においては、当該代表執行部会開催後、最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 代表、副代表、事務局長は代表執行部会の場において、互選により定める。

4 監事は、代表執行部役員または当法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表執行部役員は代表執行部会を構成し 定款の定め、総会および代表執行部会の議決に基づき、業務を執行する。

2 代表は当法人を代表し、その業務を統括する。

3 副代表は代表を補佐して業務を掌握し、代表に事故がある時、または代表が欠けたときは代表執行部会において予め定めた順序によりその職務を代行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 代表執行部役員の業務執行の状況を監査すること

(2) 当法人の財産の状況を監査すること

(3) 前二号の規定による監査の結果、当法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には総会を招集すること

(5) 代表執行部役員の業務執行の状況または当法人の財産の状況について、代表執行部役員に意見を述べること

(任期)

- 第16条 第13条に挙げる当法人の役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の在任期間とする。
 - 3 役員は辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最少の役員数を欠く場合には後任者の就任が決定するまで、その業務を遂行する責務を有する。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のひとつに該当するときは、代表執行部会における議決を経て当該役員を解任することができる。ただし、この議決の後最初の総会において出席者の過半数の承認を得ることを必要とする。
- (1) 当該役員の疾病等によるやむをえぬ事情により、職務の遂行に堪えないことが報告され、その事情が適当と判断されるとき
 - (2) 職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為が認められるとき

(報酬等)

- 第18条 役員の報酬に関しては代表執行部会において審議の後、総会で承認を受けるものとする。
- 2 役員には特定非営利活動法人にかかわる活動による費用を弁償することができる。

(顧問)

- 第19条 当法人に顧問として2人以内を置くことができる。
- 2 顧問は当法人の必要とする学識経験者または当法人の運営に功労のあった者のうちから代表執行部会の推薦により、代表が委嘱する。
 - 3 顧問は当法人の運営に関して代表の諮問に答え、または代表に対して助言を行う。
 - 4 第16条第1項の規定は顧問についても準用するものとする。

第4章 総会

(種別)

- 第20条 当法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種類とする。

(構成)

- 第21条 当法人の総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は当法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 事業報告および決算の承認
- (2) 役員を選任および解任、職務、報酬
- (3) 年会費の額
- (4) 定款の変更
- (5) 合併
- (6) 解散
- (7) 解散した場合の残余財産の処分
- (8) その他、代表執行部会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のひとつに該当する場合に開催する。

- (1) 代表執行部会が必要と認め、招集の請求をした場合
- (2) 正会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集の請求があった場合

(召集)

第24条 総会は、当法人の代表が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面をもって、開会日の2週間前までに召集通知を発信して行わなければならない。

3 前条第2項の規定による請求があったときは、代表は速やかに総会を招集しなければならない。この請求があったにもかかわらず、代表がこの請求のときから2カ月以内に会議を招集しないときは、請求をした者(ただし、前条第2条第1号および第2号の場合においては、請求をした者の代表者)は、会議を招集することができる。

(総会議長)

第25条 総会における議長は、出席した代表執行部役員のうちから代表が指名する。

ただし、第23条第2項第3号の請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席した正会員のうちから総会における議長を選出する。

(定足数)

第26条 総会は正会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(決議)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会において第24条第2項または第3項の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項についての表決権を議長の決するところにより、行使することができない。

(書面表決等)

第28条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決権を行使することができる

2 前項の代理人は代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する正会員は、第26条および前条第1項の規定にてらして、適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちから、その代表執行部会において選任された議事録署名人1名以上が署名し、これを保存しなければならない。

第5章 理事会(代表執行部会)

(構成)

第30条 代表執行部会は、代表執行部役員をもって構成する。

2 監事は、代表執行部会に出席し、意見を述べることができる。

3 代表執行部役員が、代表執行部会を開催するにあたり必要と認められ得るときは、事務局次長の出席を要請し、意見を求めることができる。

(権能)

第31条 代表執行部会は、この定款でもとめるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更

(2) 活動事業部の組織および運営

- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) その他、運営に関する事項

(開催)

第32条 代表執行部会は次の各号のひとつに該当する場合開催する。

- (1) 事務局長、または代表が必要と認めたとき
- (2) 代表または代表執行部役員総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を口頭により説明のあった場合。あるいはその目的を記載し、署名された書面をもって招集の請求があった場合

(招集)

第33条 代表執行部会は、事務局長または代表が招集する。

2 事務局長または代表は前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に代表執行部会を招集しなければならない。

3 代表執行部会を招集するときは、会議の日時、場所、目的を明確にし、少なくとも5日前までに招集連絡を行わなければならない。ただし、緊急に招集の必要があるときはこの限りではない。

(議長)

第34条 代表執行部会の議長は事務局長もしくは代表が指名したものがこれにあたる。

(定足数)

第35条 代表執行部会は、代表執行部役員過半数の出席がなければぎけつすることはできない。

(議決)

第36条 代表執行部会の議事はこの定款に定めるもののほか、出席代表執行部役員の過半数をもって決し、可否同数のときには議長の決するところによる。

2 代表執行部会において第33条第3項のきていにより、あらかじめ連絡された事項のみ議決する事ができる。但し、議事が緊急を要するもので、出席代表執行部役員の3分の1以上の同意があった場合はこの限りではない。

3 議決すべき事項につき、特別な利害関係を有する代表執行部役員は当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決権)

第37条 代表執行部会に出席しない代表執行部役員は、あらかじめ連絡を受けた事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代表権を証する書面を会議ごとに代表に提出しなければならない

い。

3 第1項の規定により、表決権を行使する代表執行部役員は第35条および前条第1項の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 議長は代表執行部会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した代表執行部役員のうちからその代表執行部会において選任された議事録署名人1名が署名し、これを保存しなければならない。

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第40条 当法人の資産は代表が管理し、その管理方法は代表執行部会の議決による。

(経費の支弁)

第41条 当法人の経費は資産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

第43条 当法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は事務局が作成し、毎事業年度開始の前に代表執行部会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による代表執行部会の議決を得た事業計画および収支予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 第1項に規定した代表執行部会の議決をえた事業計画および収支予算の変更は、代表執行部会の議決を経て行うことができる。ただし、変更された内容に関して、代表執行部会は当該事業年度終了後の通常総会に報告するものとする。

第44条 当法人の事業報告書、財産目録、貸貸対照表および収支計算書等の決算に関する書類は、事務局が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および代表執行部会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸貸対照表、および収支計算書は前事業年度の役員の名簿、役員のうち前年に報酬を受けた者の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3カ月以内に当法人の所轄庁に提出しなければならない。

(剰余金の処分)

第45条 当法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散等

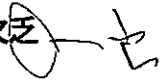
(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経てかつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、速やかに所轄庁にその旨を届けなければならない。

(解散)

第47条 当法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏 
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 当法人が解散したときは、代表執行部役員が清算人となる

(残余財産の帰属先)

第48条 当法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人または社会福祉法人に寄付するものとする。

(公告の方法)

第49条 当法人の公告は、当法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第8章 雑則

(委員会)

第50条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、代表執行部会の議決を経て、必要とされる各種の委員会を設けることができる。

2 設置された委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、または事業を遂行する。

3 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表が代表執行部会の議決を経て、別に定める。

(活動事業部)

第51条 当法人は、その設立の目的を遂行する事業および事務を処理するため、活動事業部を置く。

2 活動事業部には活動事業部を代表する所長および所要の職員を置く。

3 所長は代表執行部会の同意を得て、代表が委嘱し、職員は代表が任免する。また、所長は代表執行部役員が兼任することを妨げない。

4 活動事業部の組織および運営に関して必要な事項は、所長が代表執行部会の議決を経て、別に定める。

(実施細則)

第52条 この定款の実施に関して必要な細則は、代表執行部会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

1 この定款は、特定非営利活動促進法第25条第3項に基づき、所轄庁の認証を受けた日から施行する。

